



○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年6月17日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成14年6月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ヒューマンネットながの
- 3 代表者の氏名
島 崎 潔
- 4 主たる事務所の所在地
長野市栗田1038番地8 ゆたかビル305
- 5 定款に記載された目的

本会は、障害をもつ人たち及びその家族並びに地域住民に対して、自立と社会参加、生活支援、権利の擁護に関する事業と創造的なネットワークのシステムづくりを行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

平成15年度長野県工科短期大学校学生を次のとおり募集する。

平成14年6月17日

長野県知事 田 中 康 夫

1 募集人員

募集人員は、次のとおりとする。

学 科	総募集人員	一般入学試験		推 薦 入 学 試 験	
		前 期	後 期	高等学校 長官の推薦 による選 抜	事業主又は大学・ 短期大学などの学 長(校長)の推薦 による選抜
生産技術科	20人	10人	若干人	10人	若 干 人
制御技術科	20人	10人	若干人	10人	若 干 人
電子技術科	20人	10人	若干人	10人	若 干 人
情報技術科	20人	10人	若干人	10人	若 干 人

(注) 生産技術科の「高等学校長の推薦による選抜」の募集人員のうち5人以上は、平成15年3月に高等学校設置基準(昭和23年文部省令第1号)の規定による工業に関する学科を卒業見込みの者とする。

2 一般入学試験

(1) 出願資格

次のいずれかに該当する者(平成15年3月31日までに該当する見込みの者を含む。)

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は中等教育学校を卒業した者

イ アに掲げる者と同等以上の学力を有すると認められる者

(2) 出願手続

ア 提出書類

(ア) 入学願書(本校所定の用紙による。)

(イ) 最終卒業学校長が作成し、封印した調査書(大学入学資格検定合格者においては、合格証明書及び成績証明書。廃校、り災その他の事情によって最終卒業学校長が作成した調査書が得られない者においては、卒業証書及び成績通信簿又はこれに相当する書類)

(ウ) 健康診断書(平成13年3月以前に高等学校を卒業した者及び(1)のイに該当する者のみ必要とし、本校所定の用紙により、出願前3月以内に受診したものとする。)

(エ) 写真3枚(出願前3月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身、背景のない縦4センチメートル、横3センチメートルのもの(裏面に氏名を明記)を入学願書及び受験票にはること。)

(オ) 受験票交付用封筒(本校所定の封筒にあて先及び郵便番号を明記し、430円切手をはること。)

イ 入学審査料

入学審査料(18,000円)は、長野県収入証紙により納付すること(入学願書にはって、消印しないこと)。

ウ 受付期間

次の表のとおりとし、受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

区 分	受 付 期 間
前 期	平成15年1月10日(金)から1月24日(金)まで(郵送による場合は、1月24日(金)までの消印のあるもの)
後 期	平成15年3月10日(月)から3月19日(水)まで(郵送による場合も、3月19日(水)必着とする。)

エ 受付場所

上田市大字下之郷813-8(郵便番号 386-1211)
長野県工科短期大学校 教務学生課

オ 受験票の交付

- (ア) 入学願書を受理したときは、受験票を交付する。
(イ) 受験票は、試験当日必ず持参すること。

(3) 入学審査

ア 方 法

入学審査は、筆記試験、人物考査(面接試験)及び身体検査に基づいて行う。

イ 期日及び場所

(ア) 期 日

区 分	審 査 期 日
前 期	平成15年2月5日(水)
後 期	平成15年3月24日(月)

(イ) 場 所

区 分	場 所
前 期	(上田会場) 上田市大字下之郷813-8 長野県工科短期大学校
	(松本会場) 松本中央1-9-18 松本商工会館
後 期	上田市大字下之郷813-8 長野県工科短期大学校

(注) 前期にあつては、上田会場又は松本会場のうち受験者が希望する会場とする。ただし、同一会場で受験者が多数の場合には、願書受付時に会場の調整を行うことがある。

ウ 審査内容

学 科	審 査 内 容
生産技術科 制御技術科 電子技術科	(ア) 筆記試験 数学(数学Ⅰ、数学Ⅱ及び数学A) (イ) 人物考査(面接試験) (ウ) 身体検査(健康診断書による。)
情報技術科	(ア) 筆記試験 数学(数学Ⅰ、数学Ⅱ及び数学A) 及び外国語(英語Ⅰ) (イ) 人物考査(面接試験) (ウ) 身体検査(健康診断書による。)

(4) 合格者の発表

次のとおりとし、長野県工科短期大学校掲示板に掲示するほか、合格者に通知する。なお、電話等による問い合わせには一切応じない。

区 分	発 表 期 日 及 び 時 刻
前 期	平成15年2月18日(火) 午前9時
後 期	平成15年3月26日(水) 午後3時

3 推薦入学試験(高等学校長の推薦による選抜)

(1) 出願資格

長野県内の高等学校を平成15年3月に卒業見込みの者

(2) 推薦条件

学 科	推 薦 条 件
生産技術科 制御技術科 電子技術科	次のいずれにも該当する者 ア 高等学校長が入学後の学業について十分成果が期待できると認め、責任をもって推薦する者 イ 本校への入学を専ら志願し、合格した場合必ず入学する者
情報技術科	次のいずれにも該当する者 ア 高等学校長が入学後の学業について十分成果が期待できると認め、責任をもって推薦する者 イ 本校への入学を専ら志願し、合格した場合必ず入学する者 ウ 調査書の全体の評定平均値が3.7以上である者

(3) 出願手続

ア 提出書類

- (ア) 推薦入学願書(本校所定の用紙による。)
- (イ) 推薦書(本校所定の用紙により、高等学校長が作成し、封印したもの)
- (ウ) 志望理由書(本校所定の用紙により、本人が作成したもの)
- (エ) 高等学校長が作成し、封印した調査書(り災その他の事情によって学校長が作成した調査書が得られない者にとっては、成績通信簿又はこれに相当する書類)
- (オ) 写真3枚(出願前3月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身、背景のない縦4センチメートル、横3センチメートルのもの(裏面に氏名を明記)を入学願書及び受験票にはること。)
- (カ) 受験票交付用封筒(本校所定の封筒にあて先及び郵便番号を明記し、430円切手をはること。)

イ 入学審査料

2の(2)のイのとおり

ウ 受付期間

平成14年10月16日(水)から10月24日(木)まで(受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、土曜日及び日曜日は除く。

なお、郵送による場合は、10月24日(木)までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ 受付場所

2の(2)のエのとおりとする。ただし、学校長を経由して行うこと。

オ 受験票の交付

2の(2)のオのとおり

(4) 入学審査

ア 方法

入学審査は、基礎学力試験(情報技術科に限る。)、書類審査、人物考査(面接試験)及び身体検査に基づいて行う。

イ 期日及び場所

(ア) 期日 平成14年11月8日(金)

(イ) 場所 長野県工科短期大学校

(5) 合格者の発表

平成14年11月15日(金)午前9時に、長野県工科短期大学校掲示板に掲示するほか、合格者及び高等学校長に通知する。電話等による問い合わせには一切応じない。

なお、推薦入学試験の結果、合格しなかった者は、2に定めるところにより一般入学試験に出願することができる。

4 推薦入学試験(事業主又は大学・短期大学などの学長(校長)の推薦による選抜)

(1) 出願資格

次のいずれかに該当する者(平成15年3月31日までに該当する見込みの者を含む。)

- ア 2の(1)に規定する出願資格を満たし、かつ、長野県内の事業所に1年以上勤務する者
- イ 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は修業年限2年以上の専門課程を置く専修学校を卒業した者
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、これに準ずる学校等(学校教育法以外の法令の規定に基づいて設置された施設を含む。)を卒業した者

(2) 推薦条件及び推薦枠

ア 推薦条件

次のいずれにも該当する者

- (ア) 事業主又は大学・短期大学などの学長(校長)が入学後の学業について十分成果が期待できると認め、責任をもって推薦する者
- (イ) 本校への入学を専ら志願し、合格した場合必ず入学する者

イ 推薦枠

事業主からの推薦による場合は、1事業主から1人とする。

(3) 出願手続

ア 提出書類

- (ア) 推薦入学願書(本校所定の用紙による。)
- (イ) 推薦書(本校所定の用紙により、推薦者が作成し、封印したもの)
- (ウ) 志望理由書(本校所定の用紙により、本人が作成したもの)
- (エ) 在職証明書(事業主の推薦による場合、本校所定の用紙により、事業主が証明し封印したもの)
- (オ) 最終卒業学校長が作成し、封印した調査書及び卒業証明書(大学入学資格検定合格者にあつては、合格証明書及び成績証明書。廃校、り災その他の事情によって最終卒業学校長が作成した調査書及び卒業証明書が得られない者にあつては、卒業証書及び成績通信簿又はこれに相当する書類)
- (カ) 健康診断書(本校所定の用紙により、出願前3月以内に受診したもの)
- (キ) 写真3枚(出願前3月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身、背景のない縦4センチメートル、横3センチメートルのもの(裏面に氏名を明記)を入学願書及び受験票にはること。)
- (ク) 受験票交付用封筒(本校所定の封筒にあて先及び郵便番号を明記し、430円切手をはること。)

イ 入学審査料

2の(2)のイのとおり

ウ 受付期間

平成14年10月16日(水)から10月24日(木)まで(受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、土曜日及び日曜日は除く。

なお、郵送による場合は、10月24日(木)までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ 受付場所

2の(2)のエのとおりとする。ただし、事業主又は大学・短期大学などの学長(校長)を経由して行うこと。

オ 受験票の交付

2の(2)のオのとおり

(4) 入学審査

ア 方法

入学審査は、人物考査(書類審査及び面接試問)に基づいて行う。

イ 期日及び場所

(ア) 期 日 平成14年11月8日(金)

(イ) 場 所 長野県工科短期大学校

(5) 合格者の発表

平成14年11月15日(金)午前9時に長野県工科短期大学校掲示板に掲示するほか、合格者及び推薦者に通知する。電話等による問い合わせには一切応じない。

なお、推薦入学試験の結果、合格しなかった者は、2に定めるところにより一般入学試験に出願することができる。

5 その他

入学願書用紙等の請求又は試験についての問い合わせは、長野県工科短期大学校教務学生課(電話0268-39-1111)に行うこと。

職業能力開発課

○公 告

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生(報告)が次のとおりあった。

平成14年6月17日

長野県知事 田 中 康 夫

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生年月日	患畜疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨ-ネ病	牛	平成14年6月3日	疑似患畜	1	伊那市

畜産課

○公 告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりあった。

平成14年6月17日

長野県知事 田中康夫

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生年月日	患畜疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨ-ネ病	牛	平成14年6月6日	患畜	1	伊那市

畜産課

○公 告

県営八千穂地区土地改良事業計画を定めたので、次のとおり縦覧に供する。

平成14年6月17日

長野県知事 田中康夫

1 縦覧に供する書類

県営八千穂地区土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧の期間
平成14年6月18日から7月15日まで
- 3 縦覧の場所
南佐久郡八千穂村役場

土地改良課

○公 告

県営内村地区土地改良事業計画を定めたので、次のとおり縦覧に供する。

平成14年6月17日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 縦覧に供する書類
県営内村地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成14年6月18日から7月15日まで
- 3 縦覧の場所
小県郡丸子町役場

土地改良課

○公 告

県営池田南部地区土地改良事業計画を定めたので、次のとおり縦覧に供する。

平成14年6月17日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 縦覧に供する書類
県営池田南部地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成14年6月18日から7月15日まで
- 3 縦覧の場所
北安曇郡池田町役場

土地改良課

○公 告

県営茅野東部地区土地改良事業の変更計画を定めたので、次のとおり縦覧に供する。

平成14年6月17日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 縦覧に供する書類
県営茅野東部地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成14年6月18日から7月15日まで
- 3 縦覧の場所
茅野市役所

土地改良課

○公 告

東筑摩郡四賀村における県営四賀地区両瀬換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めたので、次のとおり縦覧に供する。

平成14年6月17日

長野県知事 田 中 康 夫

1 縦覧に供する書類

県営四賀地区両瀬換地区土地改良事業換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成14年6月18日から7月15日まで

3 縦覧の場所

東筑摩郡四賀村役場

農村整備課

○公 告

県営住宅の入居者を次のとおり募集する。

平成14年6月17日

長野県知事 田 中 康 夫

1 募集团地

(1) 県営住宅の設置場所等

団地名	設置場所	構造	規 格	募集戸数
城 下	飯 田 市	高層 耐火 構造 7階建	58.3㎡ 2DKB(8畳、6畳、DK、浴室)	7戸
			61.8㎡ 2DKB(8畳、洋間[9.5㎡]、 DK、浴室)	7戸
			72.5㎡(身体障害者向け) 2DKB(6畳、洋間[8.5㎡]、 DK、浴室)	1戸
			75.1㎡ 3DKB(8畳、洋間[8.8㎡]、洋 間[8.4㎡]、DK、浴室)	26戸

(2) 家賃月額

次の表の左欄に掲げる入居者の収入(公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「政令」という。)第1条第3号に規定する収入をいう。以下同じ。)の区分に

応じてそれぞれ右欄に定める額とする。

入居者の収入	2DKB (58.3㎡)	2DKB (61.8㎡)	2DKB (72.5㎡)	3DKB (75.1㎡)
0～123,000円	20,500円	21,700円	25,500円	26,400円
123,001～153,000	24,900	26,400	30,900	32,100
153,001～178,000	29,400	31,200	36,600	37,900
178,001～200,000	34,000	36,000	42,200	43,800
200,001～238,000	39,200	41,600	48,800	50,500
238,001～268,000	45,000	47,700	56,000	58,000

(3) 申込受付場所等

申込受付場所	申込受付期間	入居の時期
下伊那地方事務所建築課	平成14年6月20日(木)から 平成14年7月1日(月)まで	平成14年8月1日(木)

2 入居の資格

県内に居住し、又は勤務場所を有する者で、次の条件を具備し、かつ、知事が許可したものとする。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) 収入が、入居の申込みをした日において、月額200,000円以下（政令第6条第4項に定める高齢者等が同居する世帯にあっては月額268,000円以下）であること。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかでないこと。

3 申込方法

(1) 提出書類

ア 県営住宅入居申込書（用紙は、申込受付場所及び最寄りの地方事務所において交付するほか、長野県ホームページから取り出すことが可能。）

イ 住民票の写し

ウ 収入状況を証明する書類

エ 2の(1)の括弧書きに該当する者には、その事実を証明する書類

(2) 申込戸数

1世帯1戸に限る。

4 選考方法の概要及び入居の許可

- (1) 申込者の数が募集戸数を超えないときはその者のうちから、募集戸数を超えると

きは公開抽選の方法により選定した者のうちから、それぞれ選考し、入居を許可する。

(2) (1)により選定する者のほか、補欠入居選考予定者を選定し、これに順位を付することがある。

(3) (1)により選定された者が選考されないとき又は入居を許可された者が敷金の納入その他所定の手続をしないため入居の許可を取り消されたときは、(2)の順位に従い、補欠入居選考予定者を(1)による選考の対象とする。

5 その他

この募集についての問い合わせは、長野県住宅部住宅課又は下伊那地方事務所建築課にすること。

住 宅 課

○公 告

平成14年6月6日、松本市による岡田本郷地区の土地改良事業の施行について同意した。

平成14年6月17日

長野県松本地方事務所長 本 道 亜紀子

土 地 改 良 課

○公 告

平成14年6月6日、南安曇郡豊科町による田沢地区の土地改良事業の施行について同意した。

平成14年6月17日

長野県松本地方事務所長 本 道 亜紀子

土 地 改 良 課

○公 告

平成14年5月30日、長野市による田野口地区の土地改良事業の施行について同意した。

平成14年6月17日

長野県長野地方事務所長 会 津 佳 伸

土地改良課

○公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第6項の規定により、長野県知事から監査の要求があった事務の執行について、同条第9項の規定により監査した結果に関する報告を次のとおり提出したので、これを公表する。

平成14年6月17日

長野県監査委員	島	田	基	正
同	柳	沢	政	安
同	内	田	雄	治
同	柳	澤	賢	二

13監査第69号

平成14年6月4日

長野県知事 田 中 康 夫 様

長野県監査委員	島	田	基	正
同	柳	沢	政	安
同	内	田	雄	治
同	柳	澤	賢	二